

静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、静岡県が発注する小規模修繕等業務（単価契約）の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13条）第39条に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

（対象業務）

第2条 本要領は、工種の単価を契約し、指示した作業の実績によって工事費等を支払うことを内容とする委託契約（単価契約）を対象とする。

（最低制限価格の設定及び算定）

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった工事価格計の額に10分の8を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。
- 4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格〇〇円（消費税抜き）」と記載する。

（対象業者への周知）

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

（開札処理）

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨通知するものとする。

（入札経過の整理）

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札を行った者を「失格」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年2月15日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。